

手数料を徴収する事務		金額	対象者	担当課
飲用水検査	化学検査	簡易検査	1件につき5,010円	住所又は採水場所が以下の区域内にある方 【対象区域】 岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
		一般検査	1件につき22,710円	
	細菌検査	1件につき3,270円		
飲用水成績書謄本交付		1通につき890円		

手数料を徴収する事務	名称	金額	対象者	添付書類	担当課
1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円 (3) 営業が一時的であって、かつ、施設が簡易なもの1件につき8,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規及び臨時に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
2 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円 (3) 営業が一時的であって、かつ、施設が簡易なもの1件につき4,800円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規及び臨時に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
3 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
4 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
5 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
6 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
7 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
8 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第8号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
9 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第9号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
10 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
11 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
12 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第12号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
13 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第13号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
14 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第14号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
15 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第15号の魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
16 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第16号の魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
17 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
18 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
19 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課

手数料を徴収する事務	名称	金額	対象者	添付書類	担当課
20 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号の乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
21 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の水雪製造業の許可の申請に対する審査	水雪製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
22 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の水雪販売業の許可の申請に対する審査	水雪販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
23 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第23号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
24 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号のマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
25 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
26 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の醬(しょう)油製造業の許可の申請に対する審査	醬油製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
27 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号のソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
28 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき16,000円 (2) 継続1件につき14,400円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
29 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
30 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
31 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号のめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
32 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
33 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第33号の缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
34 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第34号の添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき18,900円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(新規に限り ※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
35 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく(理容所の)検査	理容所検査手数料	1件につき16,000円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
36 温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	1件につき35,000円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
37 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉利用許可承継承認申請手数料	1件につき7,400円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
38 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査	興行場営業許可申請手数料	1件につき22,000円(仮設及び臨時の興行場に係るものにあつては、11,000円)	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
39 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件につき22,000円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
40 旅館業法第3条の2第1項又は同法第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業許可承継承認申請手数料	1件につき7,400円	市町村が発行するり 災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課

手数料を徴収する事務	名称	金額	対象者	添付書類	担当課
41 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく公衆浴場営業の許可の申請に対する審査	公衆浴場営業許可申請手数料	1件につき22,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
42 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	化製場設置許可申請手数料	1件につき25,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
43 化製場等に関する法律第3条第1項(同法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可の申請に対する審査	死亡獣畜取扱場等設置許可申請手数料	1件につき17,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
44 化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき(1個の施設又は同一構内にある数個の施設に關し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき)8,500円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
45 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	診療所開設許可申請手数料	19,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
46 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査	助産所開設許可申請手数料	12,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	43,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	22,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	16,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
50 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可申請手数料	3,500円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
51 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	1件につき16,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
52 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき3,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
53 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
54 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
55 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
56 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	15,100円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所企画総務課
57 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	6,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
58 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,500円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
59 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
60 と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	1件につき22,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
61 と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	1件につき10,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課

手数料を徴収する事務	名称	金額	対象者	添付書類	担当課
62 と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	(1) 生後1年以上の牛又は馬1頭につき1,200円 (2) 生後1月以上1年未満の牛又は生後1年未満の馬1頭につき600円 (3) 生後1月未満の牛1頭につき350円 (4) 豚1頭につき400円 (5) 綿羊又は山羊1頭につき200円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
63 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査	美容所検査手数料	1件につき16,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
64 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	80,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
65 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	8,200円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
66 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,200円	震災により免許等が流出したこと等により、再交付が必要な方(※2)	り災証明書	保健所企画総務課
67 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	61,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
68 薬事法(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可(同法第25条第1号に規定する店舗販売業の許可に限る。以下71の項までにおいて同じ。)の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	30,100円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所企画総務課
69 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,600円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
70 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第45条の規定に基づく医薬品の販売業の許可に係る許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証書換え交付手数料	2,300円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所企画総務課
71 薬事法施行令第46条の規定に基づく医薬品の販売業の許可に係る許可証の再交付	医薬品販売業許可証再交付手数料	3,300円	震災により免許等が流出したこと等により、再交付が必要な方(※2)	り災証明書	保健所企画総務課
72 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
73 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業登録更新申請手数料	13,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
74 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
75 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	変更許可申請手数料	8,800円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
76 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	犬又はねこの引取手数料	(1) 生後91日以上の犬又はねこ1頭につき2,000円 (2) 生後90日以内の犬又はねこ1頭につき400円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
77 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	動物取扱業登録証再交付手数料	1,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
78 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付	特定動物飼養保管許可証再交付手数料	1,900円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
79 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方(※1)	り災証明書	保健所生活衛生課
80 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,000円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
82 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	5,500円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課
83 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	2,300円	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方	り災証明書	保健所生活衛生課

手数料を徴収する事務	名 称	金 額	対 象 者	添付書類	担当課
------------	-----	-----	-------	------	-----

※事務所または事業所について、り災証明書の提出が困難な場合は、保健所の担当課へご相談ください。

※1 震災により失業している方を含みます。

※2 り災証明書の交付を受けられない方を含みます。